

	ロボット技術を用いた歩行支援機器	
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器	30万円
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	30万円
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器	100万円

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外とする。

5 執行方針

- (1) これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能である。
- (2) 機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。
（対象外となる経費の例）
 - ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費
 - ・機器の配送料
 - ・PC、タブレット及びその付属品
 - ・工事費（設置費は可能）
- (3) リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内に要する経費のみ補助対象とする。
- (4) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。

6 提出書類及び提出期限

別紙1-1～1-3を作成し、参考書類（導入する機器のパフレット、見積書等）を添付の上、令和5年6月22日（木）までに電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp（担当：沼崎宛て）

（参考）

厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究」（実施主体：(株) 浜銀総研研究所）。

< (株) 浜銀総研研究所のホームページURL >

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>